

林地残材等有効活用支援事業

主伐や間伐後に残された枝条等(以下、「林地残材」という。)は、再造林やその後の保育作業で支障になるほか、流出した林地残材が河川を閉塞させ災害等の原因になる恐れも危惧されています。

さらに、森林病虫害による被害材の活用を適正に進め、被害まん延を防止するため木質バイオマス施設等への林地残材等を供給し有効活用する取組みを支援します。

【支援内容】

(1) 林地残材の集積

主伐により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の集積

(2) 林地残材の搬出

主伐、間伐及び森林病虫害被害材の伐採により発生する林地残材について、資源の有効活用等のために木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の中間土場までの搬出等(積込、運材、仕分け)

(3) 枝条圧縮等作業

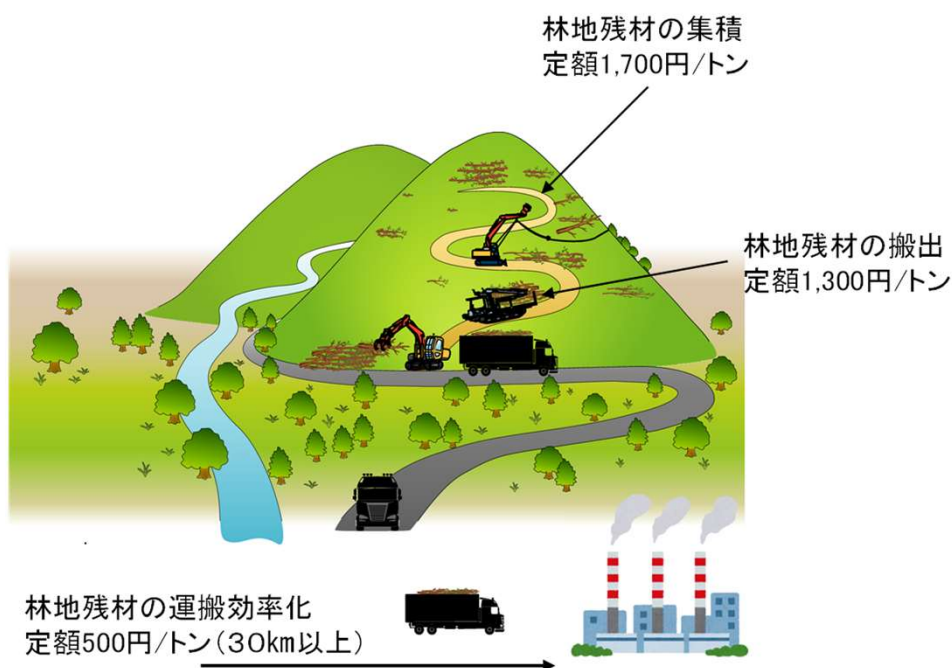
木質バイオマス施設等まで30km以上運搬する場合の、運搬効率化のための枝条圧縮等作業

【補助対象経費】

🚜 通常の施業では、搬出されず放置していた枝条等の現場内運搬(フォワーダ、索道等)に係る経費

🚜 現場に集積された枝条等(主伐、間伐等と一体的に行う竹材を含む)の中間土場への運搬に係る経費及び木質バイオマス施設等へ供給するために必要な土場での仕分け作業に係る経費

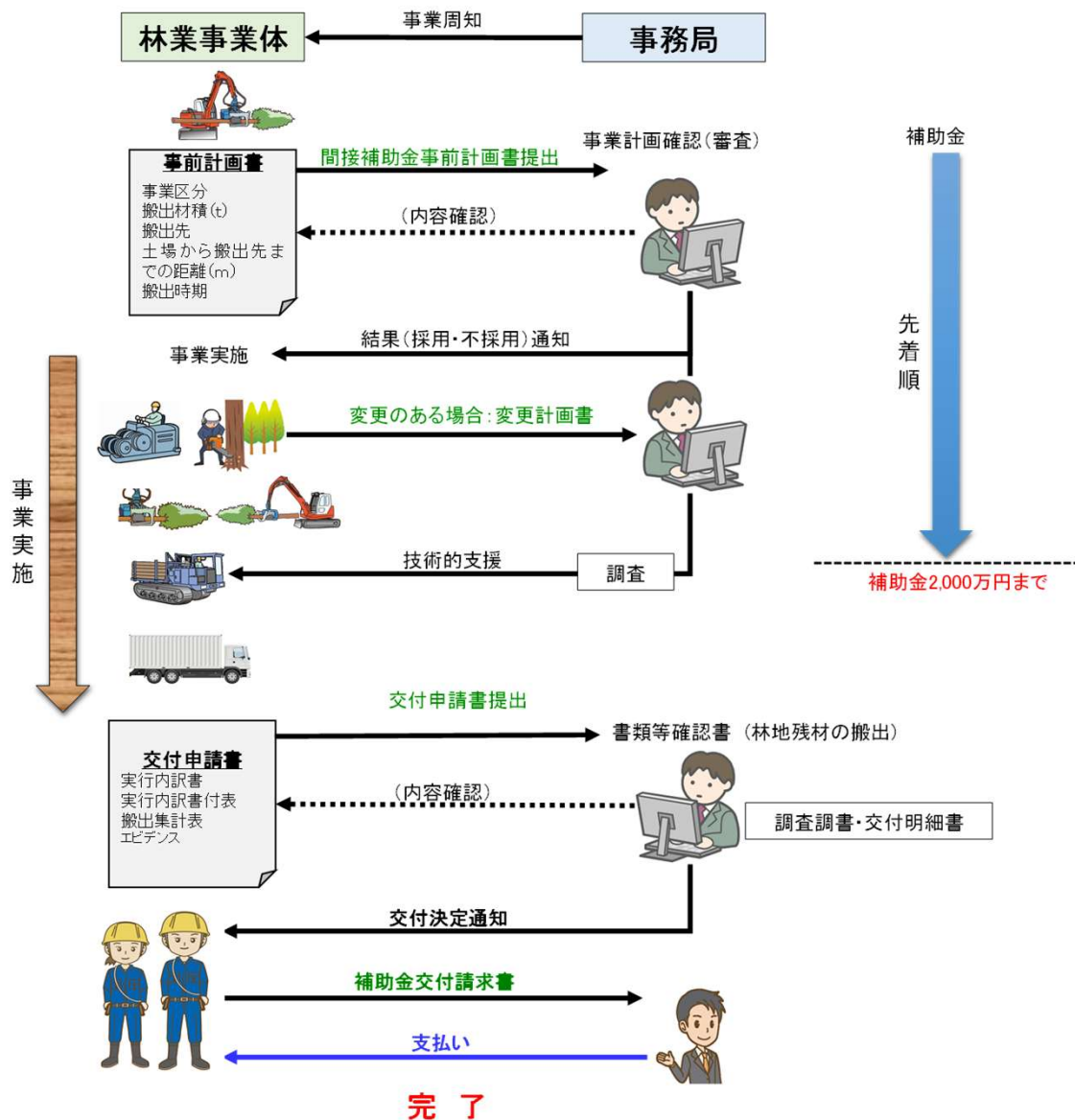
🚜 中間土場等での圧縮作業等(チップ化含む)に係る経費



【補助を受けられる者(間接補助事業者)】

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体(共有林代表者含む)、森林経営計画策定者、林業事業体、その他知事が認める者

林地残材等有効活用支援事業の流れ



受付開始 令和7年4月18日から

事業期間 令和7年4月18日受付開始
令和7年12月末日まで

交付申請期限 令和8年1月末日まで

詳細・補助申請様式等、お問い合わせは下記まで

一般社団法人 長野県林業コンサルタント協会

電話026-228-7221 FAX026-228-7222

E-mail honbu@rincon.or.jp

事業詳細情報 長野県林業コンサルタント協会ホームページ

<https://rincon.or.jp> <https://rincon.or.jp/residue/>